

平成29年度 旅行商品開発支援事業 旅行商品宣伝資料等支援要領

1 趣 旨

旅行会社等との連携により本県への観光客誘致促進を図るため、(公社)宮城県観光連盟会員(以下 会員)等が企画造成する旅行商品に係る旅行商品宣伝資料等に対し支援するもの。

2 支援対象団体

- (1) 会員である旅行会社等
- (2) 会員から推薦があった旅行会社等

3 支援対象となる旅行商品

- (1) 旅行企画において指定事項を満たすもの(別紙参照)
- (2) 指定の観光関連情報が掲載されるもの
- (3) 上記の(1)、(2)とも満たすもの

4 指定の観光関連情報掲載に係る支援内容

旅行商品宣伝資料等への指定の観光関連情報掲載に対し助成金を交付します。なお、助成金額は次の表のとおり掲載サイズとパンフレット等の発行部数により異なります。

サイズ(面積) 発行部数	25c㎡ 以上	50c㎡ 以上	100c㎡ 以上	200c㎡ 以上
5万部以上10万部未満	—	10万円	20万円	30万円
10万部以上15万部未満	10万円	20万円	30万円	—
15万部以上20万部未満	20万円	30万円	—	—
20万部以上	30万円	—	—	—

※サイズ(面積)は、指定の観光関連情報の延べサイズとします。

5 申請等の手続き

(1) 申請書の提出

支援を受けようとする支援対象団体は、申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、旅行商品宣伝資料等の任意様式による企画書等を添えて会長に申請してください。

(2) 支援の決定

会長は、申請書を受領後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

(3) 事業の完了

申請者は旅行商品宣伝資料等作成後、報告書(別紙様式2)に必要事項を記入し、成果品及び発行部数を証明する写しを添えて、会長に提出する。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、広告協賛金の額の確定を通知する。

平成29年度 旅行企画における指定事項について

1 必須条件

- (1) 平成29年7月から平成30年3月までに作成される旅行商品宣伝資料等であること。
- (2) 宮城県の観光を主とした新たな企画による宿泊パッケージの旅行商品であること。
- (3) 旅行商品宣伝資料等には旅行商品と相乗効果が図られる指定の観光関連情報を掲載すること。(指定の掲載内容については、別途協議の上、決定します。)

2 選択条件

次の(1)から(4)いずれかの条件を1つ以上満たすものとします。

- (1) 東日本大震災からの県内沿岸部における復興支援のプランを旅行商品宣伝資料等に掲載すること。
- (2) 県内における観光等プラン(※1)について、3地域(※2)以上を旅行商品宣伝資料等に掲載すること。
- (3) 県内観光等プラン(※1)において延べ4時間以上滞在するプランを旅行商品宣伝資料等に掲載すること。
- (4) 必須条件も含め県内での宿泊が2泊以上のプランによる旅行商品宣伝資料等であること。

※1 宿泊・移動時間を除く観光メニュー

※2 県内市町村単位